

# 国際保健規則(IHR)(2005)に 基づく活動について

# 国際保健規則(IHR)(2005)における公式情報の流れ



# 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態

Public Health Emergency of International Concern (PHEIC)

## 概要

- 「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」とは、国際保健規則（IHR）に基づく、次のような事態。
  - （1）疾病の国際的拡大により、他国に公衆衛生上の危険をもたらすと認められる事態
  - （2）緊急に国際的対策の調整が必要な事態
- WHO事務局長は、当該事象が発生している国と協議の上、緊急委員会の助言等を踏まえ、**PHEICを構成するか否かを認定し、保健上の措置に関する勧告を行う。**
- 勧告には、当該緊急事態が発生した国又は他国が疾病の国際的拡大を防止又は削減し国際交通に対する不要な阻害を回避するために人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び／又は郵便小包に関して実施する保健上の措置（例：出入国制限、健康監視、検疫、隔離等）を含めることができる。ただし、拘束力はなく、また勧告に従わない場合の規程等もない。

## PHEICに至った事例

- 2009年4月-2010年8月 豚インフルエンザA(H1N1)
- 2014年5月-現在 野生型ポリオウイルスの国際的拡大
- 2014年8月-2016年3月 西アフリカでのエボラ出血熱の拡大
- 2016年2月-11月 ジカウイルス感染症に関連する小頭症と神経障害の多発
- 2018年10月-2020年6月 コンゴ民主共和国でのエボラ出血熱
- 2020年1月-2023年5月 新型コロナウイルス感染症
- 2022年7月-2023年5月 エムポックスウイルスの国際的拡大

## 潜在的PHEICの構成要素

- 原因を問わず、国際的な公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのあるすべての事象：
  - 1) **重大な健康被害**を起こすリスクのある事象
  - 2) **予測不可能**、または、**非典型的**な事象
  - 3) **国際的に拡大**するリスクのある事象
  - 4) **国際間交通や流通を制限**するリスクのある事象
- 上記4つのうち、**いずれか2つに事象が該当**するかという質問に「はい」と答えた参加国は、**潜在的なPHEIC**として、国際保健規則第6条に基づき、**WHOに通報しなければならない。**

# PHEICを構成するおそれのある事象の評価及び通報のための決定手続き

国際保健規則(2005)附録第2: IHR(2005) Annex 2

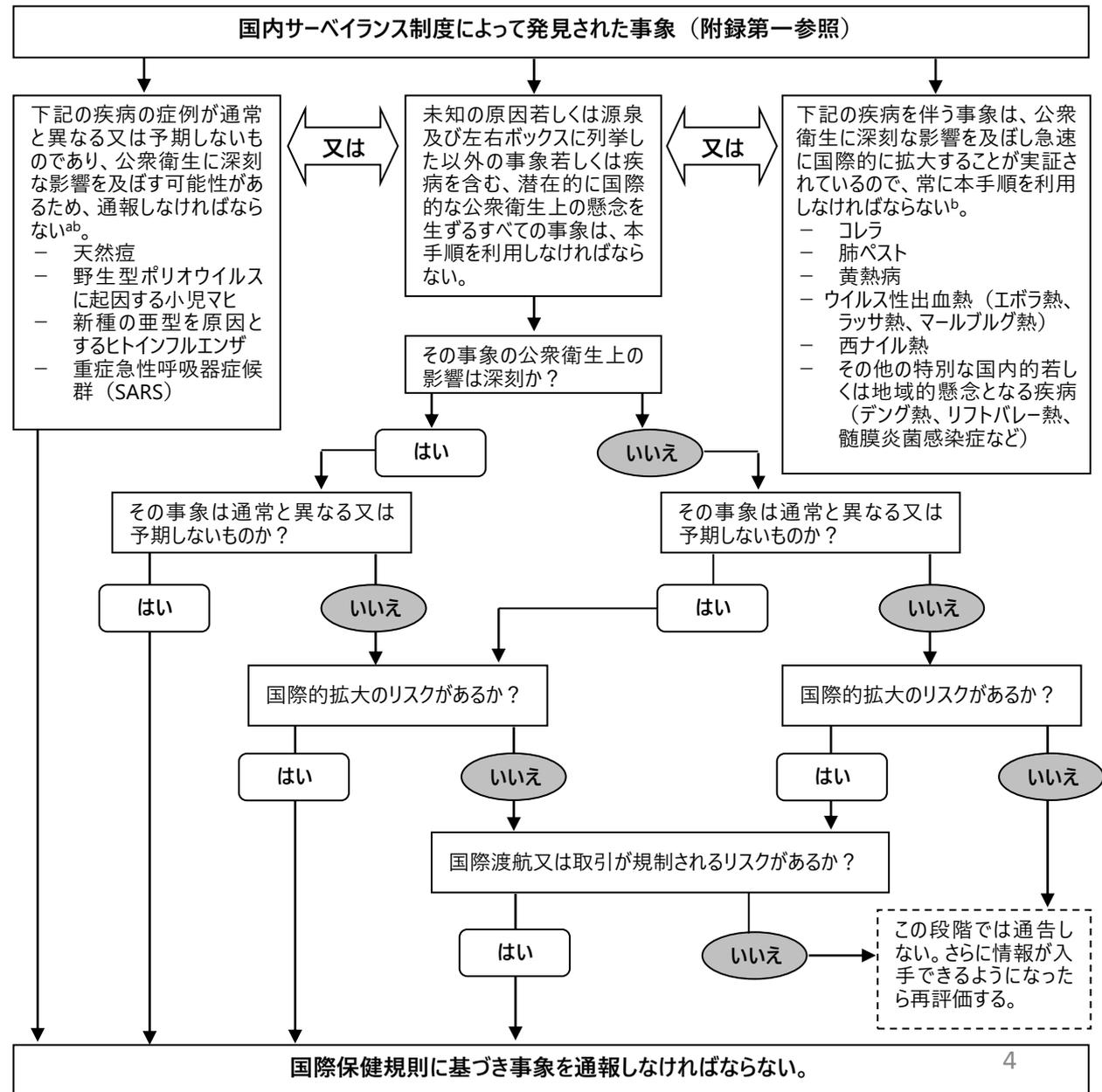
国内サーベイランスで検知された潜在的に国際的な公衆衛生上の懸念を生ずるすべての事象に対して、本手順を使用し、通告するか否かを評価。

## 1. WHO通報が必須の4事象

- 天然痘
- 野生型ポリオウイルスに起因する急性弛緩性麻痺
- 新種の亜型を原因とするヒトインフルエンザ
- 重症急性呼吸器症候群(SARS)

## 2. PHEICアセスメントの実施が必須の6事象

- コレラ
- 肺ペスト
- 黄熱
- ウイルス性出血熱 (エボラ、ラッサ、マールブルグ)
- ウエストナイル熱
- その他の国内的又は地域的懸念となる特別な疾病 (例: デング熱、リフトバレー熱、髄膜炎菌感染症)



# IHR国家連絡窓口の対応

## 1. WHOとの情報共有・連携

- IHR 6条に基づく継続的な新型コロナウイルス感染症やエムポックスの症例情報を共有
- IHR 8条に基づく欧州及び米国における小児の原因不明の重篤な急性肝炎症例情報を共有

## 2. 他のIHR国家連絡窓口(NFP)との間の情報交換

- 新型コロナウイルス感染症やエムポックス、結核、麻疹症例に関する国際渡航関連の公衆衛生リスクの情報共有・照会（44条・30条）
- 船舶衛生検査証明書に関する照会（44条）
- 技術関連情報への照会の対応（44条） 等

## 3. その他

- 危機管理情報について他国公衆衛生当局との連携 等
- IHR国家連絡窓口機能の訓練への参加 等

# 第77回WHO総会における 国際保健規則(IHR)(2005)の改正の内容

## 経緯

- 第77回WHO総会（2024年5月27日～6月1日開催）での採択に向けて、2022年9月に日本含む16か国が計306のIHR改正案を提出。2022年11月以降、IHRの改正に関する加盟国作業部会（WGIHR）にて改正案の議論が開始した。WGIHRの開催実績は以下のとおり。

第1回：2022年11月14日～15日

第2回：2023年2月20日～24日

第3回：2023年4月17日～20日

第4回：2023年7月24日～28日

第5回：2023年10月2日～6日

第6回：2023年12月7日～8日

第7回：2024年2月5日～9日

第8回：2024年4月22日～26日、5月16日～18日

フォローアップ会合：2024年5月23日～24日

- 5月27日から開催された第77回WHO総会において、「パンデミック条約」と合同のドラフティング・グループが立ち上げられ、同会期中の改正案採択を目指して議論が継続された結果、**6月1日、WHO総会は同改正案をコンセンサスで採択した**。本改正は、WHO憲章第22条の規定に従って、採択についての妥当な通告がなされた後に、我が国を含む全ての加盟国について効力が生じることとなる<sup>※1</sup>。

（※1ただし、IHRの規定に従って加盟国は拒否又は留保することができる）

## 主な改正内容

### 「パンデミック緊急事態」の定義を新たに規定

- 従来のPHEIC<sup>※2</sup>の定義に加えて、「①地理的広範囲に感染が拡大し、②国内の保健システムの対応能力を超える又は超える高いリスクがあり、③国際交通・貿易を含む実質的な社会経済的破綻が起りうる場合であり、かつ ④政府及び社会全体のアプローチを通じたより強固な国際的協働が求められる状況」を「パンデミック緊急事態」とする。
- PHEICを決定する従来の手続に加えて、検証している事象が、「パンデミック緊急事態」にも該当するか否かについて、専門家の意見等を踏まえて事務局長により判断される。（※2 Public Health Emergency of International Concern: 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）
- 該当する場合、従来のPHEICと同様に、法的拘束力のない勧告（Recommendations）が発出される。

### 「IHR実施のための委員会」の設置

- 健康危機への予防、備え及び対応のためには、コアキャパシティ<sup>※3</sup>を満たすことも含め、参加国がIHR上の義務を果たし、確実に実施していくことが重要なため、これに関する課題を参加国同士で共有し、解決に向けて議論を行う「IHR実施のための委員会」が設置される。

（※3 地域・国家レベルの、国境における日常の衛生管理及び緊急事態発生時の対応に関して最低限備えておくべき事項）

- また、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、**公平性がIHRの原則に新たに加わり**、「パンデミック緊急事態」を含むPHEIC発生時には、医薬品等へのアクセスを促進するための協力を強化する内容が新たに盛り込まれた。

- その他、原因不明な事象を含むリスクの高い事象に関する国家間及び国家とWHOとの間の情報共有の強化や、国際クルーズ船をはじめとした輸送機関におけるより効果的な**保健上の措置の実施を目的とする規定**が盛り込まれた。